



ご利用者とともに、
生きる力と喜びを、
地域に安心と信頼の輪を
-私たちは、常に可能性を追求します。



社会福祉法人 旭川福祉事業会

特別養護老人ホーム

東川町 羽衣園

東川町 デイサービスセンター

〒071-1425

北海道上川郡東川町西町8丁目29番3号

TEL 0166-82-3631 FAX 0166-82-3776

社会福祉法人 旭川福祉事業会

介護老人福祉施設

☆ 施設の名称	特別養護老人ホーム東川町羽衣園
☆ 所在地	上川郡東川町西町8丁目29番3号
☆ 施設の種別	介護老人福祉施設
☆ 入所定員	入所 50名
☆ 事業開始	昭和57年2月1日 平成14年4月1日東川町より移管
☆ 建物の構造	鉄筋コンクリート造2階建
☆ 建物の面積	床面積 1,716.06㎡
☆ 併設事業	短期入所生活介護（入所定員5名）

通所介護施設

☆ 施設の名称	東川町デイサービスセンター
☆ 所在地	上川郡東川町西町8丁目29番3号
☆ 施設の種別	・地域密着型通所介護 ・介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業
☆ 通所定員	1日 18名
☆ 事業開始	平成3年1月10日 平成14年4月1日東川町より移管
☆ 建物の構造	セラミックブロック造り平屋建
☆ 建物の面積	床面積 379.30㎡

☆ ご相談窓口	担当者 生活相談員	TEL 82 - 3631
---------	-----------	---------------

施設の概要

令和6年4月1日現在

東川町羽衣園	
施設の方針	<p>高齢者の福祉並びに介護保険に係る基本法と法人の理念に基づき、ご利用者個々の人間性を十分に尊重し生きがいの持てる健全で安心して生活のできる場であるとともに、柔軟な姿勢と新たなものへの積極姿勢で、ご利用者をはじめ誰からも信頼される施設となることを目指します。</p>
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護老人福祉施設 「特別養護老人ホーム東川町羽衣園」 入所定員 50名 ○ 短期入所生活介護事業「東川町羽衣園」 (介護予防短期入所生活介護事業含む) 利用定員 5名 ○ 地域密着型通所介護事業「東川町デイサービスセンター」 (総合事業含む) 1日の利用定員 18名
組織・機構	<pre> graph LR GM[統括管理者] --- IM[医療管理者] GM --- D[（デイ）] IM --- TB[（特養・短期）] IM --- LB[生活介護部長] TB --- TD[事務部長] TB --- LTB[生活介護部長] TD --- TK[事務課] LTB --- IK[介護課] LTB --- ISK[介護支援課] LTB --- IK2[医務課] LTB --- IS[給食課] D --- SL[所長] SL --- IK3[介護課] </pre>
職員	<p>◎ 主な役職者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設長 宮崎 裕司 ○ 医療管理者 東川町立診療所委託 ○ 事務部長 施設長兼務 ○ 生活介護部長 施設長兼務 ○ デイサービス所長 河村 吉泰 <p>◎ 職種別職員数……全職員数 31名</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設長 1名 ○ 介護員 19名 ○ 介護支援専門員 1名 ○ 管理栄養士 1名 ○ 生活相談員 1名 ○ 看護師 3名 ○ 機能訓練指導員 1名 ○ その他職員 5名(事務1、管理4)

ご利用者の概要

令和6年4月1日現在

特別養護老人ホーム 東川町羽衣園																								
入所部門	入居者 ◎ 合計 48名 (男性 14名、女性 34名)																							
	年齢 ◎ 平均 87.1歳 (男性 81.3歳、女性 89.2歳)																							
	入居期間 ◎ 平均 30.5ヶ月 (男性 31.5ヶ月、女性 30.1ヶ月) ※10年以上の入居利用者 0名																							
	要介護度 ◎ ご利用者の要介護度 <table border="0"> <tr> <td>要介護1</td> <td>2名</td> <td>(4.0%)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>要介護2</td> <td>7名</td> <td>(14.0%)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>要介護3</td> <td>14名</td> <td>(28.0%)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>要介護4</td> <td>15名</td> <td>(30.0%)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>要介護5</td> <td>10名</td> <td>(20.0%)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td style="text-align: right;">平均介護度 3.5</td> </tr> </table>	要介護1	2名	(4.0%)		要介護2	7名	(14.0%)		要介護3	14名	(28.0%)		要介護4	15名	(30.0%)		要介護5	10名	(20.0%)				
要介護1	2名	(4.0%)																						
要介護2	7名	(14.0%)																						
要介護3	14名	(28.0%)																						
要介護4	15名	(30.0%)																						
要介護5	10名	(20.0%)																						
			平均介護度 3.5																					



行事紹介

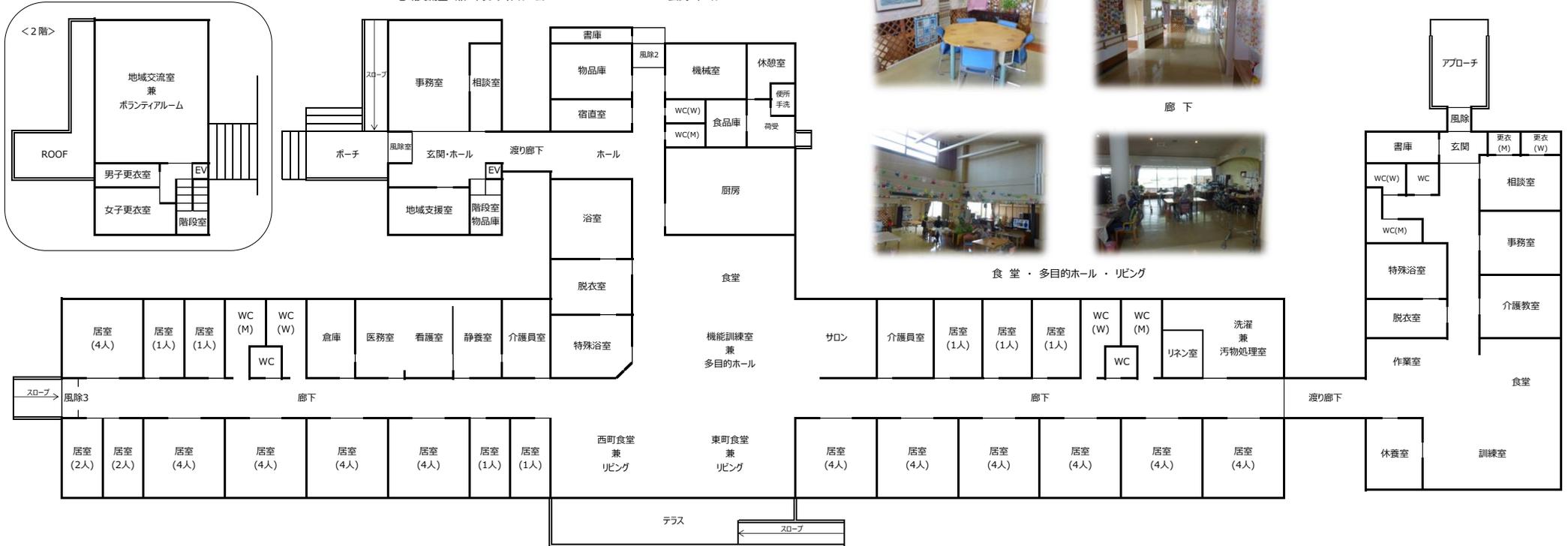


特別養護老人ホーム東川町羽衣園・東川町デイサービスセンター 平面図



特別養護老人ホーム東川町羽衣園
床面積 1,716.06㎡

東川町デイサービスセンター
床面積 379.30㎡



廊下



食堂・多目的ホール・リビング



特殊浴室



浴室



テラスから見た景色



居室 1人部屋



居室 4人部屋

特別養護老人ホーム東川町羽衣園料金表（1割）

要介護度	利用者負担段階	介護サービス利用者負担金	日常生活継続支援加算	看護体制加算Ⅰ	夜勤職員配置加算	個別機能訓練加算	食費	居住費	療養食加算	口腔衛生管理体制加算	協力医療機関連携加算	介護職員処遇改善加算Ⅰ（8.3%30日計算）	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ（2.7%30日計算）	ベースアップ等支援加算（1.6%30日計算）	月額費用
		(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1食)	(1ヶ月)	(1ヶ月)	(1ヶ月)	(1ヶ月)	(1ヶ月)	
要介護1	第1段階	589	36	6	22	12	300	0	(6)	(30)	100	1,664	541	321	31,576
	第2段階						390	370							45,376
	第3段階①						650	370							53,176
	第3段階②						1,360	370							74,476
	第4段階						1,700	855							99,226
要介護2	第1段階	659	36	6	22	12	300	0	(6)	(30)	100	1,838	598	354	33,940
	第2段階						390	370							47,740
	第3段階①						650	370							55,540
	第3段階②						1,360	370							76,840
	第4段階						1,700	855							101,590
要介護3	第1段階	732	36	6	22	12	300	0	(6)	(30)	100	2,020	657	389	36,406
	第2段階						390	370							50,206
	第3段階①						650	370							58,006
	第3段階②						1,360	370							79,306
	第4段階						1,700	855							104,056
要介護4	第1段階	802	36	6	22	12	300	0	(6)	(30)	100	2,195	714	423	38,772
	第2段階						390	370							52,572
	第3段階①						650	370							60,372
	第3段階②						1,360	370							81,672
	第4段階						1,700	855							106,422
要介護5	第1段階	871	36	6	22	12	300	0	(6)	(30)	100	2,366	770	456	41,102
	第2段階						390	370							54,902
	第3段階①						650	370							62,702
	第3段階②						1,360	370							84,002
	第4段階						1,700	855							108,752

※上記料金表は介護保険負担割合「1割」の料金となっております。

※「療養食加算」については、医師の指示がある場合のみ加算。※「口腔衛生管理加算」については、算定要件をみたした場合に加算となります。

※日常生活継続支援加算の算定要件をみたさない月には、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（1日22円）の加算へと変更させていただきます。